

○浅麓環境施設組合手数料条例

昭和63年2月29日
 条例第6号

改正 平成元年3月8日条例第7号
 平成2年3月2日条例第1号
 平成2年9月7日条例第3号
 平成5年3月8日条例第1号
 平成6年3月29日条例第4号
 平成8年4月5日条例第1号
 平成9年4月1日条例第3号
 平成12年2月25日条例第2号
 平成18年2月27日条例第2号
 平成18年8月28日条例第3号
 平成21年9月1日条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、浅麓環境施設組合の手数料について定めるものとする。

(手数料)

第2条 浅麓環境施設組合の手数料は次のとおりとする。

(1) 浅麓汚泥再生処理センターし尿投入手数料

区 分	単 位	料 金	備 考
小諸市において業をなし運搬されたもの	投入量18	31円	左記の料金に投入量を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、小数第1位を四捨五入する。
小諸市以外において業をなし運搬されたもの	Lにつき	20円	

(2) 浅麓汚泥再生処理センター生ごみ投入手数料

区 分	単 位	料 金	備 考
事業系生ごみ	投入量10キログラムにつき	130円	
廃棄物処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)による産業廃棄物 第2条第4号 ただし、食品製造業に限る。	投入量10キログラムにつき	200円	

家庭系生ごみ	1回の投入量50キログラムまで	無料	家庭の生ごみで直接搬入の承認を得ている者
	1回の投入量50キログラムを超えた部分 10キログラムにつき	130円	

(3) その他の手数料

区分	単位	料金	備考
投入許可カード承認カード	新規発行	500円	
	再発行	500円	
コピー	1枚	10円	
洗車施設使用料	1回	300円	洗車時間は10分以内とする

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、手数料の徴収方法等については、組合長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 浅麓環境施設組合使用料及び手数料条例（昭和43年浅麓環境施設組合条例第1号）は廃止する。

附 則（平成元年3月8日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則（平成2年3月2日条例第1号）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成2年9月7日条例第3号）

この条例は、平成2年10月1日から施行する。

附 則（平成5年3月8日条例第1号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月29日条例第4号）

この条例は、平成6年6月1日から施行する。

附 則（平成8年4月5日条例第1号）

この条例は、平成8年7月1日から施行する。

附 則（平成9年4月1日条例第3号）

この条例は、平成9年6月1日から施行する。

附 則（平成12年2月25日条例第2号）

この条例は、平成12年6月1日から施行する。

附 則（平成18年2月27日条例第2号）

この条例は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成18年 8 月28日条例第 3 号抄）

（施行月日）

- 1 この条例は、平成18年10月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 9 月 1 日条例第 1 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。